

vol.49-1 (通算 550号)

2019年4月号

やどかり

2019年4月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)

2019年度やどかりの里活動方針

未来を拓く つなぐ・つくるプロジェクト始動

I. 私たちを取り巻く情勢

2018年夏に発覚した中央省庁等での障害者雇用水増し問題だが、40数年にもわたって国を挙げての障害者差別・排除が行われていたことになる。その後明らかになった厚生労働省の毎月勤労統計の不正もあり、政府に対する信頼が大きく揺らいでいる。

また、2018年1月、旧優生保護法(1948年～1996年)の被害を受けた人が裁判に立ち上がった。「不良な子孫の出生を防止する」としたこの法律の被害者は、自らの意思を表明しにくい人たちや女性に多かった。この優生保護法被害問題に対し、国が謝罪し、憲法違反を認め、その被害にふさわしい謝罪と補償が行われるか、この国の障害者施策の方向性を規定することにもなろう。

一方、政府は「全世代型社会保障構想」を提案し、自助・共助が社会保障の基本であり、「自助の共同化」としての社会保険制度を共助とし、国の責務である「公助」は「自助」「共助」を補完するものとした。日本国憲法25条2項には、「国はすべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあるが、国の責任は後退の一途である。実際には社会保障費の自然増分を削減し、公的な制度を利用できる人を減らし、従来公的サービスとし

て提供されていた部分を産業化する方向に舵を切った。そして、全世代型社会保障と合わせて、一億総活躍社会を謳い、年金の切り下げや負担増によって、高齢者が長く働かざるを得ない状況を作り出している。

障害分野でもさまざまな影響が明らかで、2018年度の報酬改定では成果主義を導入し、規制緩和によって障害分野に営利目的の多様な経営主体が参入し、障害者ビジネスが広がっている。障害福祉サービスの質の低下が危惧される。

一方で、障害者権利条約の平行レポート(障害のある人や障害関係団体による民間のレポート)がまとめられ、国連の障害者権利委員会に提出される。国際的な視野で日本の障害者施策を点検し、向上させる好機でもある。

II. やどかりの里の活動方針

やどかりの里は、2020年に創立50周年を迎える。大きな節目にあたり、ビジョンづくりとその具体化に取り組む。2018年度に行った第10回やどかりの里・人づくりセミナーで、活動の見直しとこれからのやどかりの里のあり方を議論し、**図1**に示した活動の全体像を確認した。精神保健福祉活動がやどかりの里の基本だが、同時に地域を意識した活動も多様に展開し、さらに地域を創っていく(どん